

令和2年度 第1回 都市計画審議会

令和2年9月24日（木）午後3時～
猪名川町社会福祉会館 大ホール

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委嘱状交付

4. 会長及び副会長の選出

5. 議 事

議案第1号 阪神間都市計画道路（3. 4. 93号石道上野線）の変更について

報告事項 阪神間都市計画区域区分の変更について
阪神間都市計画用途地域の変更について

6. 閉 会

—配布資料—

猪名川町都市計画審議会委員名簿

猪名川町都市計画審議会条例

猪名川町都市計画審議会運営規則

資料1 阪神間都市計画道路（3. 4. 93号石道上野線）の変更について 説明資料

資料2 阪神間都市計画区域区分の変更について 説明資料

資料3 阪神間都市計画用途地域の変更について 説明資料

○出席委員

会	長	柏原士郎							
副	会	長	角野幸博						
委	員	平田清		委	員	伊原欣司			
委	員	阪本ひろ子		委	員	中西典章			
委	員	福井和夫		委	員	福井澄榮			
委	員	山田京子		委	員	横山一也			
委	員	井樋世一郎	(委員代理	白川信之)					
委	員	杉本直之	(委員代理	黒阪貢一)					
委	員	仲間享三							

○欠席委員

委	員	山下香		委	員	水野優子			
委	員	大下章							

○職務のため委員会に出席した事務局職員

まちづくり部長	佐々木規文		都市政策課長	平井秀明
都市政策課主幹	塚原高史		都市政策課主事	清水健太
都市政策課主事	田形涼			

○幹事として出席した関係職員

建設課長	堂本朗		産業労働課長	福田隆
産業労働課主幹	小野山富夫			

○傍聴者

0人

○会長

それでは、議案第1号、阪神間都市計画道路石道上野線の変更について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 説明員

それでは、まず、お手元の資料にある説明に入る前に、簡単ですが、都市計画道路石道上野線の説明と今回変更に至った経緯、変更の概要を、前のパワーポイントのほうで説明させていただきますので、お顔を上げて、前のスライドのほうをご覧ください。

それでは説明させていただきます。都市計画道路石道上野線は、全長約1,230メートルに及ぶ道路で、猪名川町と川西市にまたがった道路となっています。今回、一つの路線として、猪名川町と川西市で同時に都市計画の変更を行います。猪名川町内にあるのは、そのうち270メートルであり、今回の都市計画決定では、猪名川町の決定により、この270メートルの区間の計画の変更を行います。本道路は、川西インターチェンジへのアクセス道路としての機能を有している、本町にとって重要な道路となっております。

それでは、次に、変更に至った経緯を説明させていただきます。

都市計画道路石道上野線は、平成7年7月に都市計画決定されました。本道路は、第二名神高速道路、現新名神高速道路と同時に都市計画決定され、本町と川西インターチェンジを結ぶアクセス道路という役割を主とした道路です。また、当時は市町間をまたぐ道路として、兵庫県による都市計画決定を行われた道路でもあります。ただ、平成7年7月に都市計画決定されたものの、なかなか整備が行えない状況が長期にわたって続いておりました。

そんな中、新名神高速道路の工事計画の中で、上野地区を出入口として新名神高速道路の工事用道路を整備する話が持ち上がりました。この機会を長年整備されてこなかった石道上野線の整備につなげようと本町は考え、事業者や川西市との協議を重ね、現道が整備されるに至っております。現在、現道については、恒久的な道路である町道上野6号線として、平成29年11月から供用されるに至っております。

こちらが現道の写真となっております。現道は幅員9.2メートル、車道幅員片側が2.75メートルの道路となっております。この道路は、町から川西方面を見た写真ですが、向かって右側の路肩が1メートルほど広いことが分かるかと思えます。このことにより歩行空間に余裕のある道路となっております。側溝部分につきましても蓋がかけられており、歩行は可能となっております。

そして、今回都市計画道路の変更を行う契機となったのが、令和元年に川西市が都市計画道路路網の見直しの検討を行ったことです。その川西市の検討により、都市計画道路石道上野線が見直し対象路線として判断されたことを受け、本町としてもこのたび都市計画道路を変更していく運びとなっております。

また、今回は、既に存在している道路に合わせる形の計画変更になりますので、追加での工事は不要となっております。

それでは、経緯は以上になります。

次に、変更を行う概要について説明させていただきます。

まず1点目としては、道路名称の変更があります。今回変わったのが、規模によるこの真ん中の数字でして、今回、変更により幅員が18メートルから9メートルに変わったことによって、16メートル以上22メートル未満を示す4から、8メートル以上12メートル未満を示

す6に変更となっております。赤の数字に変更しております。

次に、道路幅員の変更も行われております。こちらが変更前ですが、車道を各3メートル、路肩各1.5メートル、両側歩道が各4.5メートルの18メートルの幅員から、このように9メートルの幅員への変更となっております。変更理由については、平成7年当時は、川西市が川西インターチェンジ周辺を市街地として土地利用していくとされていましたが、その市街地としての整備方針もなくなったことから、地方部の幅員構成の基準で9メートルとなっております。ただ、車道幅については変更がないため、交通処理機能については、変更前後で変わることはありません。路肩は、歩行空間に余裕を持たせるために片側2.25メートルとなっております、もう片方が0.75メートルとなっております。町道として供用開始されてからの交通量を踏まえましても、十分こちらの計画で問題ないと考えております。

それでは、3つ目として、道路線形の変更について説明させていただきます。この灰色の部分が現在の道路の線形となっております。この灰色の線形からこの紫の線形へと変更されます。ちなみに、形がいびつになっているのは、道路の脇にあるのり面の線形も含めているためです。

それでは、パワーポイントによる説明は以上となります。これからは、お手元にある資料の説明をさせていただきますので、お手元の資料をご覧ください。

まず、1ページ目にありますのが、阪神間都市計画道路3.4.93号石道上野線変更についてということで、先ほど説明させていただいた内容の概要について書かれております。先ほど説明いたしましたので、上から順に簡単に説明させていただきます。

まず、1として、当初決定についてということで、当初の都市計画決定が平成7年7月14日にされたことが書かれております。路線延長について、猪名川町が、先ほどは270メートルと説明しましたが、当初は260メートルで、今回線形が変わったことで、猪名川町域の延長が少し変わっていることが分かるかと思えます。

次に、2番ということで、計画変更概要ということで、先ほど説明した内容について書かれております。こちらの図については、後ほど説明させていただきます。

また、3番のスケジュールについても、最後に説明させていただきますので、次のページをご覧ください。

それでは説明させていただきます。ここから説明する2ページ目から6ページ目については、都市計画法によって作成することが義務づけられた図書となっております。こちらをもって一般への縦覧も行います。こちらの2ページ目については計画書ということで、石道上野線の変更案の名称、位置、区域、構造が記載されています。

それでは、次のページをご覧ください。3ページ目については理由書ですが、本日新しくお配りしております。

理由書について、割愛しながらちょっと読ませていただきます。

石道上野線は、新名神高速道路川西インターチェンジと猪名川町中心部を連結する幹線道路として、交通の円滑な処理と都市機能の向上を図ることを目的に、平成7年に都市計画決定された路線である。川西市において、平成9年に作成された都市計画マスタープランでは、第二名神自動車道の沿道地域は、既存市街地との一体的な環境整備と広域交通性を活用した土地利用の誘導を図ることを掲げていたものでありました。しかし、その後策定された新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画では、石道上野線の大部分が自然環境を保全するために開発を抑制していくゾーンに位置づけられたため、一部区域の変更を行うものであるといった

形で、今回都市計画の変更を行う理由について書かれたものになっています。

それでは、次のページをご覧ください。こちらは変更前後対照表でして、先ほど変更すると説明させていただきました番号であったり、幅員の変更について記載されたものになります。

それでは、次のページをご覧ください。こちらにつきましては総括図ということで、町内の都市計画道路石道上野線の概要について記載されております。赤の部分が都市計画道路石道上野線になります。

それでは、次のページをご覧ください。こちらは計画図で、都市計画道路石道上野線の線形を示したものです。右下に凡例ということで書いてありますが、青が既決定、赤が追加、黄色が排除となっております。つまり、青と黄色が変更前の線形で、青と赤が変更後の線形となっております。

それでは、私からの説明は以上となります。

○会長

説明は終わりました。ありがとうございました。

ご意見、ご質問の際には、議事録作成の関係上、お名前を述べていただき、発言をお願いします。何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○委員

1点ちょっと住民の方からのご要望がありましたので、ご検討いただけたらと思うことがありますが、路肩の、猪名川町側から川西側に向かっていく、ちょうどあの図なんですけれども、右側には側溝に蓋があるんですけど、左側には側溝に蓋がないということで、冬季に右折するとき、滑って側溝に落ちかけたことがあるというお話をお聞きして、そんなスピードを出していたのかという話になるんですけども、バイクの方とか危ないってということで、ぜひ側溝のところに蓋をしていただきたいというご要望をいただきましたので、ご検討いただけたらと思います。以上です。

○事務局

ご要望ということで、本日のこの審議とは若干違う発言であるかと思うんですけども、少し道路の整備をする形で、先ほども説明がございましたが、1メートル広い幅員の方に蓋をしているという形で、そちらを通っていただくということと、当初幅員、路側のところを0.75メートル取っておると、その範囲で通行していただくというような形で計画をしているものでございますので、一応その形が正の形であるということです。今後またいろんなご要望等もあると思いますが、検討をするというところではありますが、今の形が正というふうな形でご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○会長

よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○会長

それじゃあ、ほかに何かご質問ございませんでしょうか。

どうぞ。

○委員

先ほどの説明で、路肩、当初の、変更前の予定では、歩道4.5という説明がありましたけれども、変更後であれば、これは路肩はそのままで、もう歩道の整備は工事はないということですが、もう路肩のままという形でよろしいでしょうか。

○事務局

今の、都市計画の決定では18メートルという形になっておいて、今、現状では今の幅員で最終形という形で説明はしております。それで、都市計画の幅の変更というあたり、本日の話でございますので、道路の形はそのままという形であります。以上でございます。

○会長

よろしいですか。

○委員

分かりました。

○会長

ありがとうございます。

それでは、ほかに何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それじゃあ、特にないようですので、質疑は終了させていただきたいと思います。

それでは、採決に入らせていただきます。

お諮りいたします。「議案第1号、阪神間都市計画道路石道上野線の変更について」を、原案のとおり決定することについて、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ご異議なしと認めます。議案第1号につきましては、原案のとおり決定されました。

つきましては、縦覧後、本審議会で決定されました当該議案は、原案どおりとして猪名川町長に答申させていただきます。

それでいいですね、答申はこれで。

○事務局

はい、ありがとうございます。

○会長

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

報告事項1、阪神間都市計画区域区分の変更について、またあわせて、報告事項2、阪神間都市計画用途地域の変更について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 説明員

それでは、報告事項1として、阪神間都市計画区域区分の変更について説明させていただきます。

まず、説明につきまして、説明内容についてご説明します。1番目に変更の経緯について、2番目に区域区分について、3番目に市街化区域編入予定箇所について、最後に今後のスケジュールを説明させていただきます。

それでは、変更の経緯についてご説明をいたします。変更の経緯についてですが、区域区分の変更については、兵庫県が決定する都市計画であり、昭和45年に当初、市街化区域と市街化調整区域が決定されたものでございます。おおむね5年ごとに変更をされてきました。7回

にわたる県下一斉見直しを経て、現在に至っております。前回、第7回区域区分の見直しについては、平成28年3月に行われました。今年度末を変更予定として、平成30年度より進められておまして、平成30年11月に、兵庫県により県下一斉に第8回区域区分の見直しを行う方針が示され、変更スケジュールに従い、区域区分の見直しを行っております。

次に、区域区分についてでございます。区域区分とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体の整備として捉える必要がある区域を都市計画区域として定めています。そして、この都市計画区域において、無秩序な市街地の拡大を防止し、計画的な市街地を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めております。既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とし、対照的に、市街化を抑制する区域を市街化調整区域として区分をしております。

都市計画というルールによって都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分することを区域区分または線引きといいます。猪名川町の、本町の都市計画区域は、昭和45年に町南部、木津以南でございますが、都市計画区域に編入され、その後ニュータウン開発がございまして、昭和55年にはニュータウンを中心に市街化区域を指定し、地域の状況を踏まえ、順次拡大してきました。平成10年には町北部、木間生以北ですけれども、町北部が都市計画区域に編入され、町内全域が都市計画区域となっております。町北部については、全て市街化調整区域に指定されました。ピンク色で着色されている部分が市街化区域で、右側の表にもありますように、466ヘクタール、町域の約5%に当たる市街化区域の指定となっております。一方で、緑色に着色されている部分が市街化調整区域で、町域の95%に当たる8,567ヘクタールが指定されております。

市街化区域編入予定箇所について説明をします。市街化区域編入予定箇所の説明に入ります前に、まず、阪神間都市計画区域マスタープラン等の見直しについて、簡単に触れる必要がございます。前方のスクリーンでお示ししておりますのは、前回の審議会で説明させていただいたものと同じスライドになりますが、簡単に概略を説明しますと、兵庫県が決定する都市計画が3つございます。1つ目に、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランでございます。2つ目に、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針のものとなります。3つ目に、今回説明をしております区域区分です、市街化区域と市街化調整区域との区分を、いわゆる線引きでございます。この3つの都市計画は、それぞれが体系的かつ密接に連動しており、社会経済情勢の変化に対応するため、おおむね5年ごとに定期的に見直しを行っております。

兵庫県が示す区域区分の見直しの考え方でございます。基準年次を直近の国勢調査の調査年である2015年、目標年次を2025年として人口フレーム方式による市街化区域の規模の設定が行われます。具体的な区域の見直しに当たっては、既に市街地を形成している区域または計画的な市街地整備が行われる区域のうち、事業の妥当性及び確実性を備えた必要最小限の区域を市街化区域に編入することとされております。一方で、当分の間、市街化が見込まれない区域等は、市街化調整区域への編入、土地の活用・保全することが望ましい集団的な農地等については、生産緑地地区等を指定することとされております。

また、その他市街化調整区域においては、特別指定区域制度や地区計画の活用等により、秩序ある土地利用を誘導していくこととされております。

図面ちょっと見にくいので、資料2と図面をつけておりますので、それを、もし見にくけれ

ば、そちらをちょっと見ていただきますようお願いをいたします。この変更箇所図は、猪名川町の地域特性を踏まえ、兵庫県の区域区分見直し方針に基づき、今回市街化区域編入予定箇所について、町の都市計画図に、今回見直しに係る箇所を明記しております。アルファベットの小文字、h-2、若葉地区、上のほう、ちょっと線で見えにくいですが、赤枠で囲っておるんですけども、そちらが今回変更予定箇所の一つです。その下のほうに赤枠囲いで、斜線箇所で大文字のH-1、肝川・差組地区、それについては産業拠点地区でございます。この2か所について、今回区域区分の変更を行います。

変更の理由としまして、まず、編入を予定している区域の1か所目でございますが、肝川・差組地区の約45.9ヘクタールでございます。当該地区は、猪名川町産業拠点地区として位置づけ、民間事業者が既に開発許可を得て土地造成工事が完了しております。市街地が形成されることが確実であることから、今回市街化区域への編入をするものです。

当該地区は、本審議会でお世話になりました猪名川町産業拠点地区地区計画、平成26年の8月に決定をし、その後、28年度には建築物の用途の制限等を本審議会においてご審議いただき、工業系の土地利用を誘導していくということで28年の9月に答申をいただいたところでございます。市街化区域への編入後においても、現行と同様の規制により、立地特性を生かした計画的な土地利用を誘導することとします。

ピンク色の区域が今回市街化区域へ編入する約45.9ヘクタールの区域です。本区域は、現行の地区計画の同様の区域を予定しております。本地区は、都市計画法第29条の開発許可を受けまして、平成29年4月より造成工事に着手し、本年3月末に造成工事が完了しております。現在、町長のお話もありましたけど、物流施設の建築が進められており、1棟目が令和3年8月、2棟目が11月に完成予定で工事が進められております。

続きまして、2つ目の若葉地区でございます。変更面積については、市街化区域から市街化調整区域へ線引きする、いわゆる逆線が約0.09ヘクタール、黄色でハッチしている部分でございます。新たに市街化区域とする面積が約0.04ヘクタール、ピンク色でハッチしている部分が拡大になります。当該地区は、区域界としていた都市計画道路原広根線が、道路改良事業により位置が変更され、平成29年4月に道路改良工事が完了しております。地形地物の境界が明確となったことから、完成した道路の中心線を区域区分の境界とすることとし、今回、市街化区域の境界変更を行うものでございます。

今回区域区分の見直し後の面積を示しております。今回見直しの変更前、変更後の面積でございます。先ほどの46ヘクタールが増えまして、市街化区域、ピンク色の部分については466ヘクタールが512ヘクタールになってございます。若葉地区は、ちょっと面積が少ないので、特に変更には、ヘクタール表示ですので、変更には関わっておりません。市街化調整区域は8,567から8,521ヘクタールに変更となります。

続きまして、最後に、今後のスケジュールでございます。令和元年度第1回都市計画審議会で見直しの基本的な考え方及び素案を報告させていただきました。令和元年5月17日から区域区分の見直しの素案の閲覧を2週間行いました。また、12月には町の区域区分の見直し案を公表し、年明け3月には兵庫県に対し、町区域区分の見直し案の申出、続きまして、兵庫県が区域区分見直し素案の公表を出されました。

兵庫県が区域区分の見直し素案を公表された後、令和2年4月から6月までは、コロナの関係で少し間が空きましたが、令和2年7月に兵庫県が区域区分の変更の見直し素案の説明会を

開催し、関係機関との調整や県都市計画審議会への報告、法定手続を経て、11月に県の区域区分見直し案が確定し、公表される予定となっております。

今年度12月には、兵庫県が都市計画手続として区域区分の見直し案を縦覧するとともに、市町に対して意見照会をされますので、令和3年1月に、当審議会へ兵庫県案に対して諮問させていただき予定としております。それらの手続を経まして、同年1月末に兵庫県都市計画審議会に諮られる予定で、その後、2月に区域区分の見直し案の大臣同意協議、3月に決定告示をする予定となっております。

区域区分の変更については以上でございます。区域区分の変更と2つ目の報告事項2は関連事項でございますので、続けて説明をさせていただきます。

阪神間都市計画区域用途地域の変更についてでございます。説明内容については、今、スクリーンでお示ししている、1つ目が、用途地域全体の変更面積、2つ目が地区別用途変更、3つ目が今後のスケジュールでございます。

用途地域全体の変更面積でございますが、用途地域は、住居系、商業系、工業系の大きく3つに分類され、第一種低層住居専用地域など13種類の用途がございます。例を挙げますと、こちらが猪名川パークタウンの用途地域を示す図面となっております。様々な建物の使い方が混在すると、互いの生活環境や業務の利便性が悪くなることがあります。あらかじめ都市計画道路などとともに、土地利用の方向性を定めております。住居系としましては、低層住宅、小規模なお店や事務所を兼ねた住宅などが建てれる地域として、薄い緑色の区域が第一種低層住居専用地域となっております。中高層住宅などが建てれる地域として、明るい緑色がございますかね、黄緑色のようなところが中高層住宅専用地域となっております。商業系としまして、イオンなどの店舗が建てれる地域をピンク色で示しております、これが近隣商業地域となっております。

本町の用途地域につきましては、現在6種類の用途地域を指定されております。全体460ヘクタールのうち約318ヘクタールの68%が第一種低層住居専用地域でございます。報告事項1で区域区分の変更におきまして説明させていただきましたが、肝川・差組地区、産業拠点地区になりますが、これが工業地域として、今回46ヘクタール増となります。合計としまして512ヘクタールが用途地域全体の面積となります。

次に、今回変更いたします地区別の用途変更についてご説明します。今回の肝川・差組地区において指定を予定している用途地域につきましては、工業地域として、建蔽率が60%、容積率が200%としております。用途地域が工業地域の理由につきましては、本審議会でもご審議いただきましたが、工業系の用途には準工業、工業、工業専用地域がございます。用途地域を準工業地域とした場合、現行の地区計画の用途制限が準工業地域で制限している建築物の用途以上の用途を認めることとなります。今回の用途を準工業地域とした場合、現行の地区計画が齟齬をきたすこととなりますので、用途地域にあつては工業地域として位置づけております。

今回この地区を工業地域となっておりますが、現行の地区計画の制限内容をもって土地利用の誘導を図っていくこととしておりますので、今回の指定により用途等が変わることはありません。

続きまして、若葉地区でございます。線引きの区域界を、先ほども説明いたしましたが、旧道路の中心線としていましたが、都市計画道路原広根線の整備に伴い道路線形が変更となった

ため、整備された都市計画道路の中心線に境界を変更するものです。市街化区域に編入する区域は、背後地と同じ第一種中高層住宅専用地域に指定するものです。建蔽率は60%、容積率は200%としております。今回の変更に関しましては、今説明しました2か所となります。

続きまして、今後のスケジュールでございます。報告事項の1では兵庫県決定となっておりましたが、用途地域の変更につきましては市町決定になっておりまして、この審議会に付議させていただく予定としております。本日、案件の報告をさせていただきまして、順次法定手続を進めていきます。10月に入りまして、兵庫県知事への協議をいたします。知事協議の回答をいただきました後、12月に案の公告、2週間の縦覧を行い、1月に第2回目となる都市計画審議会を開催予定としておりまして、そこで付議させていただきます。決定告示、縦覧につきましては、区域区分の変更と同日付で、3月の決定告示となる予定としております。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○会長

ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。

特にないようですので、本件につきましては、報告事項のため、引き続き手続を進めていただきたいと思っております。

以上で、本日の議事についての審議は終了いたしました。

その他、事務局から何かございませんでしょうか。

○事務局

特に結構です。

○会長 なければ、以上で、進行を事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。

会長におかれましては、大変進行にご尽力賜り、誠にありがとうございました。

また委員各位の皆様方におかれましては、審議会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

ここで、少し補足でございますが、本日付議いたしました阪神間都市計画道路の変更の中で、スケジュールの説明が少し不足しておりましたので、今後の予定だけ少しお伝えをしておきたいと思っております。

大変お手数ですけれども、資料1と書いたものの1ページをご覧いただければと思います。右上に資料1ページ、阪神間都市計画道路の変更のページでございます。

スケジュール、一番最下段でございます、説明が抜け落ちておりました。説明会を開催いたしましたのが8月21日で、本日都市計画審議会に付議いたしました9月24日ということでございます。

今後の予定で、先ほど会長からもございましたけれども、この案の縦覧、公告を来週ですね、9月28日に公告し、その日から2週間、10月12日まで一般の縦覧に供したいと思っております。それで、特になければ審議会からの答申ということで、10月14日付で答申をお受けするという予定をさせていただきます。その予定でいきますと、10月31日には決定、告示になるということでございます。

それと、本都市計画につきましては、説明にもありましたように、川西市域と一体のもので

都市計画となつてございますので、この決定告示日につきましては川西市と同時に合わせさせていただきますので、現時点では案ということでご理解を賜りたいと思います。

すみません、抜けておりました都市計画道路変更のスケジュールにつきましては以上でございます。

このスケジュールにつきまして、何か、よろしゅうございますでしょうか、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、ありがとうございます。

それでは、閉会に際しまして、副会長よりご挨拶をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○副会長

委員の方々、本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

本年度の第1回目ということで、議案それから報告について、報告事項、道路なんですけれども、こういう形で、私自身のこの都計審等での経験からいいますと、ちょうどこの大都市圏のフリンジのところで、都市的な土地利用とそれから農村的な土地利用と、それからさらに郊外の開発された土地利用、ニュータウンですね、そういう性格の異なるものが微妙に混在してると思いますか、存在してます。だから、今後こういったことが今までのように、過去のように、どんどん成長拡大していくという都市計画であれば、それをいかにコントロールしていくか、秩序あるものにしていくかということが大きなテーマであったわけなんですけれども、今後の時代が変わっていくときに、ある部分はシュリンクしていくことも考えなければいけない。また、農村的な土地利用の中で都市的なといいますか、便利で快適な空間の暮らしをどう維持していくかというような課題も出てまいります。都市計画の制度の中には、一応それぞれに対応するような仕組みは、用意はしておるんですけれども、現実には、なかなかそれとぴったり合っていないところもたくさんございます。という意味でいいますと、今後の猪名川町のまちづくりでも、この都計審の中でしっかり議論しなければいけない部分がたくさん出てくると思っております。その機会にはこの都計審、非常に重要な役割を果たしますので、引き続き熱心な、真摯なご議論をいただければと思います。

今日のところはこれで閉会のご挨拶に代えさせていただきます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

なお、次回の審議会につきましては、区域区分の説明の中にもありましたように、来年1月頃に開催を予定をしております。詳細につきましては前もってお知らせをいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和2年度の第1回猪名川町都市計画審議会を閉会したいと思います。本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。